

一般競争入札公告

下記の建設工事について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、さつま町契約規則（平成17年さつま町規則第43号）第2条の規定に基づき公告する。

令和2年7月13日 さつま町長 日高 政勝

記

工 事 発 注 表

工 事 発 注 部 署	さつま町役場 建設課
工 事 番 号	第2-14号
発 注 工 事 種 別	土木一式工事
工 事 名	地方創生道整備推進交付金事業 川口平川線2-2工区
工 事 場 所	さつま町 虎居 地内
入 札 方 法	かごしま縣市町村電子入札システムによる。
工 事 概 要	施工延長 L=107.9m
工 事 期 間	契約日翌日から令和3年2月15日（月）まで
予 定 価 格	事前公表しない。
最 低 制 限 価 格	有（ただし、公表しない。）
工 事 内 訳 書 提 出 有 無	有
発 注 区 分 ・ 条 件	以下の条件を満たしていること。 （1）さつま町入札参加資格者名簿に登載され、さつま町建設工事等入札参加資格格付基準に基づき通知した、令和元年度さつま町建設工事入札参加資格者格付等結果通知書で「土木一式工事格付B級・C級」を有している者。
前 払 い 金	前払金保証会社の保証がなされた契約金額500万円以上の建設工事請負契約で、町長が財政上支障が無く適当と認めたものに限り、前金払いを契約金額の4割以内、中間前金払を2割以内において、前金払ができる。
入 札 保 証 金	さつま町契約規則第6条第2号により免除
契 約 保 証 金	契約金額300万円を超える場合は、契約金額の100分の10以上
設 計 図 書 閲 覧 場 所	かごしま縣市町村電子入札システム
設 計 図 書 閲 覧 期 間	令和2年7月13日（月）から令和2年7月29日（水）午後1時まで
入 札 参 加 申 込 期 限	令和2年7月17日（金） 午後1時まで
入 札 参 加 申 込 先	かごしま縣市町村電子入札システム
入札参加資格対象外通知書送付期限	令和2年7月20日（月） 午後5時まで
質 問 受 付 期 間	令和2年7月17日（金） 午後1時まで
質 問 受 付 場 所	さつま町役場 財政課 契約検査係
質 問 等 回 答 期 限	令和2年7月20日（月） 午後5時まで
入 札 書 受 付 期 間	令和2年7月21日（火） 午前8時30分から 令和2年7月29日（水） 午後1時まで
入（開）札日・時	令和2年7月30日（木） 午前9時05分から
入（開）札場所	さつま町役場 本庁2階 電子入札室

<p>参加資格に関する事項</p>	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者でさつま町入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>(3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。</p> <p>(4) 本町が公告の際に提示した条件等に適合していること。</p> <p>(5) 条件付一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）において、建設業法第19条の2の規定による現場代理人及び同法第26条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。</p> <p>(6) 公告から入札時までの期間において、さつま町建設工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年さつま町告示第12号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先から取引停止等の事実がないこと。</p> <p>(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(9) さつま町への納税義務がある入札参加者の場合は、町税等の滞納がない者。</p> <p>(10) その他建設業法等の法令及び規則等に違反していない者。</p> <p>(11) 令和2年6月5日から令和2年7月6日までの同一工種（土木一式工事）の工事成績評定の平均点が65.0点以下でないこと。</p> <p>(12) 入札書提出締切日が同一日で設定されている次の2件の案件に限り、あなたがいずれか1件を落札された場合は、その落札した案件よりも後に開札される案件は辞退扱いとしますので、あらかじめご了承ください。 ア. 地方創生道整備推進交付金事業 川口平川線2-1工区 イ. 地方創生道整備推進交付金事業 川口平川線2-2工区</p>
<p>入札の無効に関する事項</p>	<p>(1) 入札に参加する資格がないものが入札したもの。</p> <p>(2) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。</p> <p>(3) 工事内訳書の提出が求められた場合において、工事内訳書が添付されていないもの。</p> <p>(4) 入札書と工事内訳書の工事名が相違するもの。</p> <p>(5) 紙入札参加承認後、かごしま県市町村電子入札システムによる入札書を提出した場合。</p> <p>(6) その他町長があらかじめ指示した事項に違反したもの。</p>
<p>注意事項</p>	<p>(1) 入札参加申込書及び入札書等を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと。</p> <p>(2) 電子入札をすることができない場合は、入札書締切前日までに紙入札参加申請書を提出し、承認をうけること。</p> <p>(3) 主任（監理）技術者は、入札参加提出申込日までに3か月以上雇用されている者であること。（直接的雇用及び恒常的雇用条件）</p> <p>(4) その他、かごしま県市町村電子入札システム利用規約による。</p> <p>(5) 同種工事において、同時期に請負うことができる工事案件数は、5件までとする。したがって、同一日の入札で受注件数が5件に達したときは、後の開札案件については、辞退扱いとする。</p>